九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

厚木基地第四次訴訟(行政訴訟)第一審判決

村上, 裕章 九州大学大学院法学研究院: 教授

https://doi.org/10.15017/1520993

出版情報:法政研究. 82 (1), pp.65-79, 2015-07-27. 九州大学法政学会

バージョン: 権利関係:

地の自衛隊機

の一定の態様による運航

(毎日午後八時

か

ŝ 基

|翌日午前八時までの運航等|

の差止め及び米軍機の

兀

主位的に、行政事件訴訟法

める抗告訴訟

(法定差止訴訟または無名抗告訴訟)として

(以下「行訴法」という) に定

判 例 研 究

厚木基地第四次訴訟 (行政訴訟) 第一 審判決

求その一)またはこれと同等の効果をもたらす被告の公法

せることの差止めを、 定の態様による運航

②予備的に、

行訴法に定める公法上 の一定施設等を使用

のために同基地

の当事者訴訟として、

同基地における音量規制

上の義務の存在ないし原告らの公法上の義務の不存在の

年 平成二六年五月二一 各航空機運航差止等請求事件、 (行ウ) 第一〇〇号、 部棄却、 日第一 部訴訟終了、 平成二四年 民事部判決、 横浜地方裁判所平成一九 裁判所H (行ウ) 第六九号、 一部却下、 Р 部

村 上 裕 章

音により被害を受けていると主張し、 海上自衛隊が使用する厚木基地 【事案】 の周辺住民らが、 アメリカ合衆国海軍 同基地に離着陸する航空機 (以下「米軍」 (正式名称は「厚木海軍飛 国を被告として、 という) 及び の 1 騒

> 求その二ないしその四に係る部分、 本判決は、本件訴えのうち、 (同その二ないしその四) を求めた。 自衛隊機に関する予備的請 米軍機に関する主位

却下したが、自衛隊機に関する主位的請求に係る訴えにつ した原告による自衛隊機に関する主位的請求に係る部分を 請求及び予備的請求その二ないしその四に係る部分、

して適法とした上で、請求の一部を認容し(「防衛大臣は いては、【判旨】の通り判示して、これを無名抗告訴訟と

航空機を運航させてはならない」)、その余の 厚木飛行場において、毎日午後一○時から翌日午前六時ま やむを得ないと認める場合を除き、 自衛隊の使用する 請求を棄却し

死亡した原告に係る訴訟の終了を宣言した。 なお、 厚木基地の周辺住民が、 国を被告として、

訟を提起してい 機及び米軍機の運航差止め及び損害賠償を請求する民事訴 九一七号、 平成二〇年 たが (横浜地方裁判所平成一九年 (ワ) 第 五三二号)、本判決 (ア

日

0

判

決により、

自衛隊機に係る差止めの

訴え等は却下

され、 という)。 損害賠 償請: 家が一 部認容された (以 下 別件判決

(判旨) は引用者による挿入)

抗告訴訟提

起

の可

る 辺住民との関係において、 あるから、 に伴う騒音等について周辺住民の受忍を義務付けるもので 運航に関する防衛大臣の権限の行使は、 |号六四三頁| 厚木基地最判 これを 同権限の行使は、 によれば、 (=最判平成五年二月二五日民集四七 「自衛隊機運航処分」という。)。」 公権力の行使に当たる行為であ 厚木飛行場における自衛隊機の 騒音等により影響を受ける周 その運航に必然的 巻

起 住民は、 る以上、 が生じている、 づく騒音等により社会生活上受忍すべ して争うことができなければならない。」 自衛隊機運航処分は、 二項参照)。 出 抗告訴訟の対象となる行政処分である(行訴法三 『該自衛隊機運航処分を対象とする抗告訴訟を提 あるいは生ずるおそれがあると考える周辺 したがって、 公権力の行使に当たる行為であ 自衛隊機運航処分に基 き限度を超える被害

差止

8

は認

めら

ń

るということもあり

得るのであ

ŋ 定の

その

ような場合、

審理の途中で、

判断の対象となる「一

提起すべき抗告訴訟の 類型

なる。 案に 程にお 隊機運 受ける被害が社会生活上受忍すべき限度を超えるか ていくというものではない。 去及び現在の事実関係を踏まえた総合的な判断であ 否かによって判断されなければならない。 住民が受ける被害が社会生活上受忍すべき限度を超えるか といえるか否かについても、 対象として特定された「一定の」 よって判断されるものである以上、 項から導かれるものではなく、 方は多種多様であり、 れば差止めは認められ 令の規定に定められ に請求の趣旨を構成するかに お .衛隊機運航処分の場合は、 すなわち、 ける差止めの対象として適切 į, 一航処分の適法性が、 いては、 原告が当初特定した差止めの対象が当該事 原告が特定した差止めの対象を前 た処分の要件該当性を一つ一つ検討 ない 根拠規定である自衛隊法 が、 当該処分に基づいて周辺住 しかも、 同様に、 かかっている。 その範囲を更に限定すれ むしろ専ら原告がどの 差止 自衛隊機運航処分が違法 原告によって差止 か め これに基づい 否 そのような検討の Ó [かも 範囲 その判断 そして、 考慮の対象と の 一〇七条 限定の 提にす て周辺 で否か ŋ は 自衛 よう め 民

法

過

渦

仕

航処分差止めの

訴えにも妥当するというべきである。」

る「一定の処分」を観念することは困難である」。自衛隊機運航処分について、法定の差止訴訟が想定してい分」が変更することになる。以上の諸点を前提にすると、

「以上の検討によると、自衛隊機運航処分の差止めは、「以上の検討によってこれを求めるのは困難であるとい法定の差止訴訟によってこれを求めるかざるを得ないから、無名抗告訴訟によってこれを求めるのは困難であるとい

三 訴えの要件について

(一)請求の特定性

請求の特定に欠けるところはない。超えてはならないという抽象的不作為命令を求める訴えは、における航空機騒音が特定の地点において一定のレベルを「判例によれば、一定の時間帯を特定して、その時間帯

ると解される。

あるから、上記の判例は無名抗告訴訟としての自衛隊機運てその差止めの対象の範囲を特定しなければならないので求としての差止請求におけるのと同様、一定の基準を設け自衛隊機運航処分については、前記のとおり、民事上の請もちろん、以上は民事上の請求についての判断であるが、

(二) 原告適枚

適格に関する規定を類推適用すべきである。したがって、で法定の差止訴訟と共通するから、法定の差止訴訟の原告しての自衛隊機運航処分差止めの訴えは、差止めという点置いていないが(同法三八条一項参照)、無名抗告訴訟と「行訴法は無名抗告訴訟の原告適格について特に定めを

防衛大臣が特定の飛行場における自衛隊機運航処分を

を有するが、そうでない者は原告適格を有しないことになき法律上の利益を有する者に限り、提起することができるというべきである(同法三七条の四第三項)。というべきである(同法三七条の四第三項)。というべきである(同法三七条の四第三項)の受忍を義務付けられる周辺住民は、同処分の相手方であるからその差止めを求める法律上の利益を有しないことにならない旨を命ずることを求めるにつ定の範囲で)してはならない旨を命ずることを求めるにつ

有すると解される。」
「防衛施設である飛行場に離着陸する自衛隊機に関する自衛を
酸機運航処分につき騒音等の受忍を義務付けられる者で
する者は、当該飛行場に離着陸する自衛隊機に関する自衛

ことに伴う騒音によって周辺住民が社会生活上受忍すべ 衛大臣は、 本件で原告らが るため必要な措置を講じなければならないとされてい ?規定である自衛隊法一○七条五項によれば、 航空機による災害を防止し、 自衛隊機が防衛施設である飛行場に離着陸する 問題とする航空機騒音についていえば、 公共の安全を確保す 防衛 防 ŧ

辺住 継続 ては、 疵があるものとして国家賠償法二条一項に基づき被告が周 れらを総合的に考察してこれを決すべきものであると解さ る措置の有無及びその内容、 航処分は違法である。 措置を講ずる義務を負う。この義務に違反する自衛隊機運 限度を超えた被害を被ることのないようにするため必要な と程度等を比較検討するほか、 |民に対して賠償責任を負うか否かを判断 の経過及び状況、 これは、 侵害行為の態様と侵害の程度、 侵害行為の持つ公共性ないし公益上 防衛施設である飛行場の設置又は管理に瑕 その間に採られた被害の その違法の有無を判断するに当たっ 効果等の事情をも考慮し、 侵害行為の開始とその後の 被侵害利益の性質と の 必要性 するに当たっ 防止 0 関す 內容

賠償責任の有無を判断する場合と差止めの要否

分差止

一めの訴えにも妥当する」。

判断枠組みと

同じである

(中略)

を判断 ことがあっても不合理とはいえない。」と判示し、 が、 検討を重視する判断を示した。 に当たっては、 案において差止請求を認容すべき違法性の有無を判断する あるから、 をどの程度のものとして考慮するかにはおのずから相違 0 を判断するにつき考慮すべき要素とほぼ共通するのである られた場合に賠償請求を認容すべき違法性があるかどうか に差止請求を認容すべき違法性があるかどうかを判断する 道路の供用の差止めが請求された事案において、 用に伴う自動車騒音等により被害を受けているとしてその 争 の持つ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等の比 につき考慮すべき要素は、 の施設の周辺住民からその供用の差止めが求められ する 相違に対応して、 うべきである。 略 施設の供用の差止めと金銭による賠償という請求内容 判示であるが、 する場合とでは、 は 右両場合の違法性の有無の判断に差異が生じる 国道四三号線等の道路の周辺住民からその 特に、 最高裁平成七年七月七日第二小法廷判決 違法性の判断に 被侵害利益の性質 無名抗告訴訟としての自衛隊 その判断 周辺住民から損害の賠償が求め これは民事上の差止 0 お 仕方に差異が生ずると いて各要素の 内容と侵害行為 道路 重要 た場合 事

【評釈】

はじめに

稿では、 型を明示した上、 求を行うべきかが不明確だったことから、 訟による自衛隊基地の使用差止請求が可能 適法とした上、 は差止めの訴えを無名抗告訴訟(法定外抗告訴訟) 民事訴訟とあわせて行政訴訟がはじめて提起され、 二五日民集四七巻二号六四三頁、以下「厚木基地最判」と 提起されたが、 検討は省略する。 訴えについても判示しているが、 することができるかはともかくとして」と判示し、 いう)は民事差止訴訟を不適法却下した。 五 における訴訟類型 行政訴訟としてどのような要件の下にどのような請求を 厚木基地の騒音問題については三次にわたり民事訴訟が 順次検討する。 本判決が前提とする民事訴訟の適否 請求を一部認容した。厚木基地最判が、 第一次訴訟上告審判決 差止めを命じたことは画期的である。 本判決は米軍機の差止めを求める 訴訟要件 紙幅の関係上、 (四) 、 (最判平成五年二月 本判決が訴訟類 か、 第四次訴訟では 本案勝訴要件 いかなる請 この点の · 本判 沪 として 行政訴 本件 本

民事訴訟 の

決も同様の前提に立っている 運航差止めを求める民事訴訟を不適法却下しており、 る限りで、 件判決は、 民事訴訟の適否に関する判例について以下の点 厚木基地最判を引用した上で、 (判旨一)。 本判決と関係す 自衛隊機 本判

を指摘したい。

かったことが示唆されている。 という)に影響を受けているようであるが、大阪空港最判 三五巻一〇号一三六九頁、 送事業者等に対する関係で根拠規定があったのに対し、 の加茂紀久男調査官解説 阪空港訴訟上告審判決 よる行政の原理との関係で重大な疑問がある。 ているように、 義務を課すことを挙げるが、 の伊藤正己裁判官ほかの補足意見(以下 として、 **|藤補足意見の受忍義務論が、** かに解する見解」として、多数意見によって採用されな 第一に、 るが、 防衛庁長官 厚木基地最判は、 自衛隊法上の根拠が不明確であり、 大阪空港訴訟においては少なくとも航空運 (当時) (最判昭和五六年一二月一六日民集 (以下「加茂解説」という) では 以下「大阪空港最判」という) 多くの論者によって指摘され の権限行使が周辺住民に受忍 民事訴訟を不適法とする理由 もとより両事件は事案を異 公定力の事項的限界を一 |伊藤補足意見 同判決は大 法律に

B 伊

れる。
れる。
衛隊基地については明確な根拠規定が存在せず、後にみる

異なるように思われる。そうすると、 対し、本件の場合そのような実体的義務が存在しない点が 時強制の場合、 その性格は即時強制と共通すると述べている。 住民の法的地位は何らの影響も受けないとするが、 本判決は、事実行為たる「自衛隊機運航処分」により周辺 義務」と解するならば、 判が多いが、これを「受忍限度を超えない騒音を受忍する 適法とする効果しかないことになる。 せられる受忍義務には、 第二に、 厚木基地最判が援用する受忍義務に対しては批 その名宛人が実体的な受忍義務を負うのに 民事法上当然の義務にすぎない。 (5) 公権力の行使として民事訴訟を不 防衛大臣によって課 しかし、 他方で、 即

由にはならないように思われる。

い理由とはなりうるとしても、

民事訴訟が不適法となる理

程度及び達成しようとする行政目的 の比較において、 身調査官解説(以下「大内解説」という)も、 結論が先にあっ ランスから、 ることは困難であろう」として、 第三に、厚木基地最判については、 民事差止めを適法とすることができないとの たとの指摘がある。 自衛隊機の運航が「その有する公共性の 厚木基地最判の大内俊 民事差止訴訟は不適法 の点にお 大阪空港最判とのバ 1/2 大阪空港と て差異を求

運航の特色にあり、厚木基地最判(及び大阪空港最判)の訟が不適法とされた実質的な理由は上記のような自衛隊機由である」と述べている。このような説明からは、民事訴といわざるをえず、「問題は、右請求が不適法とされる理

上記の「公共性」や「行政目的」は、差止めが認められなとる必要はなかったことがうかがわれる。いずれにしても、題であること、大阪空港最判がなければこのような解釈を射程もそれによって画されること、理論構成は二次的な問

は必ずしも一致しないように思われる。 たるとしており、 個別的または包括的な「命令」 定かでないが、 う「自衛隊機の運航に関する防衛庁長官の権限」 見は「国営空港の総合的な供用行為」を挙げており、 大阪空港最判における多数意見は空港管理権と航空行政: (以下「橋元補足意見」という)は自衛隊機 いずれとも大きく異なる。 第四に、「公権力の行使」の内容が非常に不明確である。 「不可分一体的な行使」を挙げるのに対し、 同判決の橋 大阪空港最判の多数意見・伊藤補足意見 元四郎平裁判官ほ 本判決及び別件判決は、 (職務命令?) 厚木基地最判に の運航に係る かの補 がこれ 伊藤補足意 の内容は 足意見

意見とは齟齬がある。 解がまちまちであり、 基地最判にいう「権限」 分」と解しているが (判旨三参照)、少なくとも橋元補足 このことが混乱に拍車をかけている このように、「公権力の行使」 を事実行為たる「自衛隊機運航処 の理

ように思われる。

ることの説明が必要ではないかと思われる。(図) るのであれば、 えよう。 るものとも解され、 訟が適法であることを前提としているようにも読める。 抗告訴訟の本案判断がされることを解除条件としていると に当事者訴訟としての給付訴訟も適法であるとの立場をと しそうであれば、 の一(当事者訴訟としての給付訴訟)について、 第五に、 判断対象にならないとしている。 もっとも、 本判決は、 民事訴訟と異なり、当事者訴訟が許容され 公権力の行使について、 当事者訴訟活用論と親近性があるとい 公権力の行使に当たることを前提とす 主位的請求と同内容の予備的請求そ これは当該給付訴 抗告訴訟ととも 原告らは

Ξ 本件における訴訟類型

(一)「自衛隊機運航処分」 の特色

衛隊機運航処分」であると理解した上で、その特色として、 本判決は、 厚木基地最判にいう「公権力の 行使」 を 自

> 根拠規定の解釈によって一義的に定まるわけではないこと、 ③個数を数えることが困難であること、 ①事実行為であること、 ②相手方が不特定多数であること、 ④違法性の有無が

⑤取消訴訟が機能しないことを挙げる。

疑問がある(五参照)。⑤については、事実行為も「その ③はその通りであるが、「自衛隊機運航処分」を 他公権力の行使」に当たるとして法定抗告訴訟の対象とな も思われる ((二)参照)。 ④については、 ととらえることがそもそも不自然であることを示すように あり、「自衛隊機運航処分」に固有の特色とはいえない。 摘できる。 ると解するのが一般であるから、 ①については、上記の通り、 ②については、 一般処分についていえることで 橋元補足意見との齟齬を指 必ずしも正確ではない。 後述するような 処分

(二) 本件訴訟の訴訟類型 が「一定の処分」

本判決は、「自衛隊機運航処分」

の 要

妨害排除訴訟」を明示的に援用して、 件を満たさないから法定差止訴訟 ることはできないとした上で、 きであるとする (判旨二)。 塩野宏が提唱する (行訴法三条七項) 無名抗告訴訟による 権力的

る限り、 かに、 本件において「一定の処分」 行訴法改正の立案関係者による説 の要件が満たされる 明を前 提とす

確

分」が「処分」すなわち「行政庁の処分その他公権力の行とは解しがたい。しかし、それ以前に、「自衛隊機運航処

性を肯定する必要性はないともいえる。 思われる。 が完全に一致するかどうか、必ずしも明確ではないように 訟の対象となる行政処分である」(判旨一)と述べるが、 航処分は、公権力の行使に当たる行為である以上、 と解しているか、 な供用行為」ないし「包括的な空港供用行為」 「公権力の行使」(行訴法三条一項)と「処分」(同条二項) 実のところ、 したがって、無名抗告訴訟を認めるために処分 伊藤補足意見や塩野が 定かではない。 本判決は、「自衛隊機運 国営空港の総合的 を「処分」 抗告訴

四訴訟要件

(一)請求の特定性

本判決は、

民事差止めにおける抽象的不作為請求

その他の点で法定差止訴訟の規定を準用していることから、対象の範囲を特定しなければならない」と述べているが、おり(判旨三(一))、その結論は妥当と思われる。本判決おり(判旨三(一))、その結論は妥当と思われる。本判決に、その理由として、「一定の基準を設けてその差止めのは、その他の点で法定差止訴訟の規定を準用していることから、対象の範囲を特定しているの規定を準用していることから、対象の他の点で法定差止訴訟の規定を準用していることから、対象の他の点で法定差止訴訟の規定を準用していることから、対象の他の点で法定を追い、対象の機関には、対象の機関に対象の規定を準用していることから、対象の他の点で法定を止訴訟の規定を準用していることから、対象の他の点で法定を指する。

(二) 原告適格

やや説得力を欠くように思われる。

本判決は、差止めという点で法定差止訴訟と共通すると本判決は、差止めという点で法定差止訴訟と共通すると の理由で、後者の原告適格に関する規定を準用すべきであるとした上で、「自衛隊機運航処分」によって騒音等の受るとした上で、「自衛隊機運航処分」によって騒音等の受の理由で、後者の原告適格に関する規定を準用すべきであの理由で、後者の原告適格に関する規定を準用すべきであ

められる根拠については、

これまで騒音対策の基準とさ

しかし、七五W以上の地域に居住する者に原告適格が

う」という奇妙な事態になるように思われる。 ないかとの疑問もある。 れておらず、民事差止訴訟を提起できることになるのでは ているとすれば、 五W以上の地域に居住する住民のみが受忍を義務付けられ 意味しているとすれば、 る者のみが受忍限度を超えない騒音を受忍する義務を負 そのほかの周辺住民は受忍を義務付けら 「受忍限度を超える騒音を受けて さらに、 七

かと思われる。 ものと捉えたため、 件訴訟を、 が給付訴訟と解される以上、基本的に原告適格は問題とな して構成していた。このような考え方によれば、 · ~ この点に関し、 受忍限度の判断は本案の問題となる。 人格権等を基礎とする民事差止訴訟と類似のものと 民事差止訴訟ではなく、法定差止訴訟に準じる 塩野宏は、 記のような問題が生じたのではない 「権力的妨害排除訴訟」 本判決が、本 当該訴訟 につ

五 本案勝訴要件

判断枠組み

衛隊 が :社会生活上受忍すべき限度を超えた被害を被ることのな 本案勝訴要件 !法一○七条五項の解釈により、 (請求認容要件) について、 防 衛大臣は 本判決は、 「周辺住民

> 止訴訟と同じ判断枠組み [家賠償法二条一項に係る瑕疵判断基準を介して、 ようにするため必要な措置を講ずる義務を負う」とし、 (最判平成七年七月七日民集四九 民事差

国

れば、 組みを持ち込むことには、 明らかにならないのは確かであるが、 巻七号一八七〇頁)を導き出している このことは、 訴訟に準じたものと理解しながら、民事差止訴訟の判断枠 自衛隊法一〇七条五項の規定から直ちに違法性の要件 塩野説のように、民事差止訴訟に準じたものと理解す より無理が少ないように思われる。 本件を民事訴訟ではなく抗告訴訟で扱うの やや強引な感を否めない。 本件訴訟を法定差止 (判旨三 (三))。 いずれにせよ、 が

点

本来不適切であることを如実に示すものといえる。 なお、 本判決は、 法定差止訴訟の重大な損害の要件

中で検討されるとする。 訴法三七条の四第一 説によればこの点の検討は本来不要ではないかと思わ の違いを無視している点に疑問があるばかりでなく、 項) は、 しかし、 上記受忍限度の判断枠組みの 訴訟要件と本案勝訴要件 れる。

かという問題 受忍限度の判断において米軍機による騒音を考慮できる (二) 米軍機による騒音の考慮 がある。 厚木基地第二 次訴訟第

浜地判平成四年一二月二一日判時

四四八号四二頁)

は

一審判決

していた。

る航空機騒音等に限られる」とし、その結果、請求を棄却されるべきものは、厚木基地に離着陸する自衛隊機の発す米軍機に関する差止めの訴えは不適法であるから、「考慮

の差止めを求める手段がやはり必要である。(33) 釈が適切であり、本件における被害の状況に鑑みれば、 の目的が達せられるとは限らない」。 隊機に限定されるから、 た結果、 の結論も妥当と考える。もっとも、 責任があるものとされていることからすれば、 国家賠償に関しては、米軍機を含めて、国に設置管理の 差止請求が認容されたとしても、その対象は自衛 本判決が認めるとおり、 米軍機の騒音も考慮し したがって、 本判決の 米軍機 「原告ら そ

(三) 差止命令の意義

までの差止めを命じている。もっとも、既に自衛隊の自主本判決は、自衛隊機について、午後一○時から午前六時

を持つかという疑問もある。 飛行が行われていないことから、この判決がいかなる意味規制により、当該時間帯については原則として自衛隊機の

その理解次第では実質的に本判決が意味を失う可能性もあ場合を除き」という留保を付しているので(【事案】参照)は、公共性・公益性を理由に「やむを得ないと認められるは、公共性・公益性を理由に「やむを得ないと認められるは、公共性・公益性を理由に「やむを得ないと認められるしかし、本判決が述べるように、自主規制が厳守されて

六 おわりに

る。

て最善の努力を尽くしたとも評価できる。 求の特定性、 訟を適法とした上で、請求を認容しており、 扱うことが不自然であることがあらわになっている。 訴訟の対象や本案勝訴要件においては、 じたものと理解したことに起因すると考えられる。 には様々な問題があることも否定できない。 は大阪空港最判及び厚木基地最判に由来する問題であって 本判決は、 自衛隊機の運航差止めについて、無名抗告訴 原告適格)は、 本件訴訟を法定差止訴訟に準 本件を抗告訴訟で しかし、本判決 その一 判例を踏まえ 他方、 部

後者に関する「誤りの上に誤りを重ねたもの」との論評が後者に関する「誤りの上に誤りを重ねたもの」との論評が後者に関する「誤りの上に誤りを重ねたもの」との論評が後者に関する「誤りの上に誤りを重ねたもの」との論評が後者に関する「誤りの上に誤りを重ねたもの」との論評が後者に関する「誤りの上に誤りを重ねたもの」との論評が後者に関する「誤りの上に誤りを重ねたもの」との論評が後者に関する「誤りの上に誤りを重ねたもの」との論評が後者に関する「誤りの上に誤りを重ねたもの」との論評が

*本稿は日本学術振興会科研費二五二八五○一二の成果の

1) 本判決の評釈等として、岡田正則「基地騒音のた意見書をもとにした論文として、岡田正則「基地騒音のた意見書をもとにした論文として、岡田正則「基地騒音のた意見書をもとにした論文として、岡田正則「基地騒音のた意見書をもとにした論文として、岡田正則「基地騒音のた意見書をもとにした論文として、岡田正則「基地騒音のた意見書をもとにした論文として、岡田正則「基地騒音のた意見書をもとにした論文として、岡田正則「基地騒音のた意見書をもとにした論文として、岡田正則「基地騒音のた意見書をもとにした論文として、岡田正則「基地騒音のた意見書をもとにした論文として、岡田正則「基地騒音のた意見書をもとにした論文として、岡田正則「基地騒音のた意見書をもとにした論文として、岡田正則「基地騒音のた意見書をもとにした論文として、岡田正則「基地騒音のた意見書をもとにした論文として、岡田正則「基地騒音のた意見書をもとにした論文として、岡田正則「基地騒音のた意見書をもとにした論文として、岡田正則「基地騒音のた意見を表して、岡田正則「基地騒音のた意見を表して、岡田正則「基地騒音のた意見を表して、岡田正則「基地騒音のた意見を表して、岡田正則「基地騒音のた意見を表して、岡田正則「基地騒音のたました。

手)一頁。 彦「受忍義務構成のゆくえ」立教法学九一号(二〇一五彦「受忍義務構成のゆくえ」立教法学九一号(二〇一五三年)一頁、本判決を詳細に検討する論文として、神橋一差止請求と改正行政事件訴訟法」早法八八巻三号(二〇一

- (2) 代表的なものとして、大塚直・ジュリー○二六号(一九九三年)五六頁以下、今村成和・人権論考(一九九四年)五六三年)五六頁以下、島山武道・環境判例百選[第二版](二○一五年)一八百、高橋滋「包括的公権力観の終焉?」論ジュリ三号七頁、高橋滋「包括的公権力観の終焉?」論ジュリ三号七頁、高橋滋「包括的公権力観の終焉?」論ジュリ三号七頁、高橋滋「包括的公権力観の終焉?」論ジュリ三号(一八八三二年)八九三年)三二九百など。金沢地判平成一四年)六九三年)五六日判時一七九八号二一百も参照。
- 意見について「やや消極的評価を下している」とみる。五五頁。高橋・前掲注(2)八九頁は、加茂解説が伊藤補足(3) 加茂紀久男・最判解民昭和五六年度(一九八五年)七
- を明示的に引用している。(5) 宇賀・前掲注(2)一八八頁。本判決も宇賀のこの指控

- 掲注(4)行政訴訟と権利論三一七頁も参照。義務」とはこのことを指しているのであろうか。神橋・前義務」とはこのことを指しているのであろうか。神橋・前(6) 高木(光)・前掲注(2)三四二頁にいう「手続的受忍
- 民事訴訟を適法とするとアンバランスを生じる旨を指摘し二頁は、おそらく自衛隊基地の使用差止めを念頭に置いて、八頁、高橋・前掲注(2)九○頁など。加茂・前掲注(2)七六三三七頁、畠山・前掲注(2)九六頁、字賀・前掲注(2)一八三元五頁、畠山・前掲注(2)九六頁、字賀・前掲注(2)

ていたが、

利益衡量による処理の可能性も示唆していた。

(一九九八年) 一〇〇頁も参照

- (10) 今村・前掲注(2)一六六頁は、大阪空港最判及び厚木基地の行使による行政の停廃をおそれてのものとしか思えない。の行使による行政の停廃をおそれてのものとしか思えない。 (横浜地判昭和五七年一〇月二基地第一次訴訟第一審判決 (横浜地判昭和五七年一〇月二基地第一次訴訟第一審判決 (横浜地判昭和五七年一〇月二

- 最判にも当てはまるように思われる。
- 田正則「公共事業の公権力性と差止訴訟」法時七〇巻六号訴訟を不適法とする理由とはなし難いように思われる。岡内・前掲注(8)三〇三頁)ということに尽きるようである内・前掲注(8)三〇三頁)ということに尽きるようである内・前掲注(8)三〇三頁)ということに尽きるようである内・前掲注(8)三〇三頁)ということに尽きるようである内・前掲注(8)三〇三頁、大内解説においても、受忍(11) 畠山・前掲注(2)九六頁。大内解説においても、受忍(11)
- 12 差止請求はその発動を求めることになる、というものであ 権の行使)によらなければならないとされているところ、 そのうち最も有力と思われるものは、 多数意見は伊藤補足意見と「同一の見解を採るものではな 以下、高橋・前掲注(2)八六頁以下など参照。 う「不可分一体的な行使」とは、 る (同七五六頁以下)。この理解によれば、 止するには、 五頁)。なお、 いことが一応推測される」とする (加茂・前掲注(3)七五 - 多数意見は特に説明を加えていない」ことを認め 〔同七五二頁〕、その趣旨についての様々な理解を挙げる。 ることを意味し、 山田洋・道路環境の計画法理論 (運用時間の指定) 実定法上、 同解説は、「不可分一体的な行使」について 当該権限の義務付け訴訟で争うべきこ の行使が実定法上義務付けら 専ら空港の運用時間 供用停止 (二〇〇四年) 国営空港の供用を停 のためには規制 多数意見にい の指定 加茂解説も 九 つつつ 八八頁

三条については、同七五八頁参照 周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律 前掲注(3)七四四頁以下、特に七四七頁)。公共用飛行場 民事訴訟は不適法)とは異なるものとされている 請求が認容されると結果として権限行使が必要となるから なお、上記理解は、 成四年三月六日判時一四一八号三頁も、 の根拠を求めることは困難」(同七五七頁)と認めるよう とになろう。 「今一つ説得力に欠ける理論上の欠陥がある」と指摘する。 上記理解にも無理があるように思われる。 しか 国が上告理由で述べていた理由 同解説が「個々の具体的な規定にそ 多数意見について 福岡高判平 (加茂 (差止

- 13 限を「特定していない」とするが、 足意見は「必ずしも法廷意見と異なる理解に立つものとは いえないように思われる」と述べる。 大内・前掲注(8)三〇一頁も、 同三〇四頁は、 厚木基地最判は当該: 橋元補 権
- 15 (1) 大内俊身・ジュリ一〇二六号(一九九三年)九 今村・前掲注(2)一六三頁、畠山・前掲注(2)九六頁参照 厚木基地第一次訴訟で国は自衛隊機の運航が事実行為 頁

に当たると主張していたが(都築弘・平成五年行政関係判

廷意見は明確ではない 例解説 確認請求である予備的請求その二ないしその四につい 本件訴訟においても、 無名抗告訴訟の提起が可能である以上、確認の利益 (一九九四年) 四七六頁参照)、厚木基地最判の法 (高木 国は同様の主張を行っていた。 (光)・前掲注 (2)三四

> なしとして、 訴えを却下している。

- (17) 高木光・事実行為と行政訴訟(一九八八年)三三頁な
- 18 四七頁以下、 |公共事業の差止訴訟||曹時四四巻一一号 当事者訴訟活用論についての指摘として、 山田·前掲注(12)一一○頁。 (一九九二年) 原田 尚彦
- 19 行政事件訴訟法 (二〇〇四年) の趣旨かもしれない。 頁以下など。事実行為はむしろ法定差止訴訟で争うべしと ○○四年)五七頁以下、小早川光郎=高橋滋編・詳解改正 「訴訟類型・行政行為・法関係」民商一三〇巻四=五号 杉本良吉・行政事件訴訟法の解説(一九六三年)一一 このような見解として、 七六頁 (山本隆司)。 山本隆司
- 録されているので、以下ではこちらから引用する。 論文は、塩野宏・行政過程とその統制(一九八九年)に収 監修·新·実務民事訴訟講座九 (一九八三年) 一一三頁。同 塩野宏「無名抗告訴訟の問題点」鈴木忠一=三ケ月章
- 21 下。 小林久起・行政事件訴訟法(二〇〇四年)一八五頁以
- 22 前掲注(2)九七頁 本判決に先立ってこの点を指摘するものとして、 本判決が、 畠

処分

<u>の</u>

示している」と述べ、本判決がこのような困難にぶつかる 性を否定しつつ、請求の特定性を肯定したことについ 本件において行政処分を想定し救済することの難しさを 山下・前掲注(1)一一五頁は、

衛隊機運航処分」という概念にそもそも無理があることが 澤・前掲注(1)四〇頁も、 「一定の処分」に該当しないという形で現れている」と評 判例の矛盾はここに端的に表れている」と指摘する。深 は大阪空港最判・厚木基地最判を前提としたからであ 「具体的な法律の授権を欠く「自

- 24 塩野・前掲注(20)三三三頁
- 25 たらないことが前提とされている(事実及び理由第3部第 張を行っているが、そこでは差止めの対象が 1の3(1)参照)。 橋元補足意見は長野勤務評定事件 本件で原告らは無名抗告訴訟として適法であるとの主 (最判昭和四七年 「処分」に当
- 26 ていたが、本判決はこの点異なる。重大な損害の要件につ いては後述。 月三〇日民集二六巻九号一七四六頁) 類似の要件を挙げ
- (27) 受忍義務の名宛人について、 三者」としていたのに対し、厚木基地最判は とし、本判決もこれを踏襲している。伊藤補足意見によれ 全国民に原告適格が認められる結果となりかねない。 伊藤補足意見は 「周辺住民
- 略であり、 内側の地域をいう。 七五W以上の地域とは七五Wの騒音コンター 0

WはWECPNL

(加重等価継続感覚騒音レベル)の

になろう」と指摘していた。

29 塩野·前掲注(20)三三四頁。 神橋・前掲注(1)一 四頁以下の指摘もこの趣旨 塩野宏·行政法Ⅱ [第五版

- (二〇一三年) 二五二頁も同旨
- 利益衡量による実体判断を行わざるを得ないのであり、 件のようなケースでは結局は「行為規範的統制」ではなく 件該当性を一つ一つ検討していくというものではない」と 神橋・前掲注(1)二三頁、 差止訴訟等とは異質な考え方になるはずであると指 基づく妨害排除訴訟的構成をとるならば、 に抗告訴訟に争いの土俵を移し替えているにとどまること はなかろうか」、高木 木基地最判について、大塚・前掲注(2)五七頁は、「結 頁以下は、 認める(判旨二)。塩野説について、 た総合的な判断であり、法令の規定に定められた処分の要 の違法性判断につき、「過去及び現在の事実関係を踏まえ 前掲注(1)二三頁は「民事訴訟との共通性ないし民事 「の回帰」を指摘する。本判決も、「自衛隊機運航処分 民事訴訟と同程度の利益衡量を行わざるをえないので 大久保·前掲注(1)四七頁、本多·前掲注(1)五五頁 神橋・前掲注(1)一五頁も、塩野説によって人格権 民事差止訴訟と実体は変わらないと批判し、 (光) · 前掲注(2)三四四頁も、 岸本·前掲注(1)四一頁。 原田·前掲注(18)四 原告適格判断 摘する。 局 厚 九
- 33 34 二七日判時七九七号三六頁) 山下·前掲注(1) 一一五頁、 大阪空港訴訟控訴審判決 も参照。 (大阪高判昭和五〇年 大久保・前掲注(1)四 月

- 合を除き」という留保が付されていた。 大阪空港訴訟控訴審判決では、「緊急やむをえない
- (36) 積極的評価として、麻生・前掲注(1)一一四頁、山下・前掲注(1)一一五頁、大久保・前掲注(1)四五頁、四九頁、京深澤・前掲注(1)四〇頁は、差止めが自主規制の範囲方、深澤・前掲注(1)四〇頁は、差止めが自主規制の範囲方、深澤・前掲注(1)四〇頁は、差止めが自主規制の範囲方、深澤・前掲注(1)四〇頁は、差止めが自主規制の範囲方、深澤・前掲注(1)四一頁、山下・はなく、この意味では、厚木基地最判の時点と比べて裁判所の姿勢に大きな変化はみられない」と評する。
- 前掲注(1)二六頁注(3)も同旨。 を論理矛盾を露呈させてしまった」と評している。神橋・先例に「忠実たろうとしたために、厚木基地最判に内在す救済を図るといった裁判所の責務を果たそうとした」が、対別 本多・前掲注(1)五六頁は、本判決は「実効的な権利
- 民事訴訟法判例百選I [新法対応補正版] (一九九八年) (38) 高木(光)·前掲注(2)三四頁、三三七頁。阿部泰隆
- 7。3) 大久保・前掲注(1)四七頁、神橋・前掲注(1)二四頁以

九頁も参照。